

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第38号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第5条 建築物省エネ法の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の申請に対する審査に係る手数料、軽微な変更<sub>2</sub>に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付の申請に対する審査に係る手数料及び認定の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請<u>1棟ごと</u>に、別表第8に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第5条 建築物省エネ法の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の申請に対する審査に係る手数料、軽微な変更<sub>2</sub>に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付の申請に対する審査に係る手数料及び認定の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請<u>1件につき</u>、別表第8のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正後					
別表第8（第5条第1項関係）					
種類					額
（略）					
建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づ	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建	（略）			
		共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	（略）
				申請戸数が2以上5以下のもの	（略）

<p>く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料</p> <p><u>(新たに棟を加える変更を行う場合を含む。)</u></p>	<p>建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</p>			申請戸数が6以上10	(略)
				以下のもの	
				申請戸数が11以上25	(略)
				以下のもの	
				申請戸数が26以上50	(略)
				以下のもの	
				申請戸数が51以上100	(略)
				以下のもの	
				申請戸数が101以上200	(略)
				以下のもの	
		(略)			
		(略)			
	その他の場合	(略)			
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	(略)	
			申請戸数が2以上5以下のもの	(略)	
			申請戸数が6以上10以下のもの	(略)	
			申請戸数が11以上25以下のもの	(略)	
			申請戸数が26以上50以下のもの	(略)	
			申請戸数が51以上100以下のもの	(略)	
			申請戸数が101以上200以下のもの	(略)	
			申請戸数が201以上	(略)	

				300以下のもの	
				申請戸数が301以上のもの	(略)
			(略)		
		(略)			
建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料 (新たに棟を加える変更を行う場合を除く。)	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	(略)
				申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				申請戸数が301以上のもの	(略)
		(略)			
(略)					
その他の場合	(略)				
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	(略)	
			申請戸数が2以上5以下のもの	(略)	
			申請戸数が6以上10以下のもの	(略)	

				申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				申請戸数が301以上のもの	(略)
			(略)		
		(略)			
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	(略)
				申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				申請戸数が301以上のもの	(略)

				のもの	
			(略)		
		(略)			
その他の場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	(略)
				申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				申請戸数が301以上のもの	(略)
(略)					
(略)					
上記以外の場合	上記以外の場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	(略)
				申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				申請戸数が11以上25以下のもの	(略)

				申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				申請戸数が301以上のもの	(略)
			(略)		
		(略)			

備考

1 から 1 1 まで (略)

1 2 複数の建築物による認定申請をする場合の手数料の額は、1 棟ごとにこの表により算出した額を合算した額とする。

改正前					
別表第 8 (第 5 条第 1 項関係)					
種類					額
(略)					
建築物省エネ法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市	(略)		1 棟の申請戸数が 1 のもの	(略)
		共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの	(略)
				1 棟の申請戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	(略)
				1 棟の申請戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	(略)
				1 棟の申請戸数が 2 6	(略)



				の	
				1棟の申請戸数が30	(略)
				1以上のもの	
			(略)		
		(略)			
建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの	(略)
				1棟の申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が301以上のもの	(略)
	(略)				
	(略)				
その他の場合	(略)				
	共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの	(略)	



				1棟の申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が301以上のもの	(略)
			(略)		
		(略)			
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの	(略)
				1棟の申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
				1棟の申請戸数が26以上50以下のもの	(略)

	場合			1棟の申請戸数が51以上100以下のもの	(略)	
				1棟の申請戸数が101以上200以下のもの	(略)	
				1棟の申請戸数が201以上300以下のもの	(略)	
				1棟の申請戸数が301以上のもの	(略)	
				(略)		
(略)		(略)				
その他の場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)	共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの	(略)
					1棟の申請戸数が2以上5以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が6以上10以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が11以上25以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が26以上50以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が51以上100以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が101以上200以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が201以上300以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が301以上のもの	(略)

		上記以外の 評価方法に より評価さ れたもので ある場合	共同住 宅等	住戸 部分	1棟の申請戸数が30 1以上のもの	(略)
					(略)	
					(略)	
					(略)	
					1棟の申請戸数が1の もの	(略)
					1棟の申請戸数が2以 上5以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が6以 上10以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が11 以上25以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が26 以上50以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が51 以上100以下のもの	(略)
					1棟の申請戸数が10 1以上200以下のも の	(略)
					1棟の申請戸数が20 1以上300以下のも の	(略)
					1棟の申請戸数が30 1以上のもの	(略)
					(略)	
(略)						
備考						
1から11まで (略)						

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市整備部建築指導課）